

にけり、此上はとてゆるされぬ、土佐ゆるされて出さまに、時刻うつしてこそみやうばつも神罰もかうふらめ、こよひをば過すまじ物をと思ひける、宿へ歸りてこよひよせずば叶ふまじとて、各ひしめきける、略○中 土佐をからめて参りて候と申ければ、大庭に引すへさせ、ゑんに出させ給ひて、いかに正じゆん、起請はかくよりしてしるし有ものを、なにしに書たるぞ、略○下

〔嘉吉物語〕さる程に、赤松の大膳大夫祐殿白しやうぞくのひた、れをめされて、三重に居をか

きて、金地のにしきのうへに御くびをすへ、御まへにかしこまりて申させ給ふ様は、あかまつの一門、代々天下の御用にたらむほんのともがらをしづめて、ふたご、ろなく、奉公にくからぬやから也、略○中とがもなき我々が一族を御うしなひあり、ゆへもなく若黨をきつてすてられ、あまさへ我らを御對治あるべきとの御たくみにより、現在にそのむくひありて、我々が若黨の手にかゝり給ふ事、しかなながら御先祖の御起請に、赤松絶ば、我もたえんと、七枚あそばして、八幡と御所様と、我々が家とに御おき有ながら、それを御わすれにて、かやうの事をおぼしめしたち候ゆへかとおぼゑて候、略○下

〔毛利家記〕慶長二年朝鮮へ、又諸勢ヲ可被差渡トテ、元日ニ秀吉公被仰出シハ、安藝宰相コト、今度モ爲大將可差渡ナレバ、其用意可仕由御詔ニ付テ、諸卒ニ用意ノ沙汰マシマス、然バ二月二人數備ト御掟ノ條、數ノ御書付ヲ出サセ給フ、略○中

條々

二右七人ノ者共七枚起請カ、セラレ、諸事有様ノ體可申上旨、被仰付候條、忠功之者ニハ可被加御褒美、自然背御法度、族有之者、右七人申次第、不寄誰々、八幡大菩薩可被加御成敗候條、得其意不可有油斷候、略○中

慶長二年二月廿一日